

---

**Q & A**

---

**Q 1 土地利用の履歴はどうなっているのか**

A 1 平成 30 年度に行った土壌汚染状況調査に基づく地歴調査によると、江戸期の干拓後から競馬場ができるまでの間は水田として利用されており、土壌汚染のおそれはなしと評価されています。

しかし、県・市が平成 30 年度に行った土壌汚染に関する自主調査では、砒素及びその化合物について、調査対象箇所 10 地点のうち 1 地点（敷地北東部）において、土壌溶出量基準を超過する測定結果が出ました。

よって、調査により基準を超過した区域が土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）に基づく「形質変更時要届出区域」（平成 31 年 2 月 4 日名古屋市告示第 52 号）に指定されています。

**Q 2 事業者において土壌汚染調査をする必要はあるか**

A 2 後利用事業者（契約候補事業者）が土壌汚染に関する自主調査が必要と判断する場合は、県・市及び愛知県競馬組合と調整のうえ、自らの責任と負担において土壌汚染に関する調査を行ってください。

原則、県・市は土壌汚染対策の費用は負担しません。ただし、人為的な土壌汚染が発見され、原因者が特定された場合は、土壌汚染対策について、後利用事業者は原因者に対して合理的な範囲で費用負担を求償ができる場合があります。

また、「形質変更時要届出区域」において、土壌の搬出等を行う場合は、関連法に従い、適切な手続きを行ってください。

**Q 3 地中障害物の取扱いはどうなるのか**

A 3 既存施設は、原則として、杭をはじめ全て撤去されます。

**Q 4 対象地における埋蔵文化財はどうなっているのか**

A 4 競馬場跡地は周知の埋蔵文化財包蔵地ではありません

**Q 5 用途地域等、都市計画制度の変更は想定されているか**

A 5 「第 20 回アジア競技大会選手村後利用基本構想」（令和 2（2020）年 3 月策定）で描く機能・施設の整備を実現させるため、用途や形態など現行の規制の見直しが必要となることも想定しています。

**Q 6 周辺環境への配慮事項はあるか**

A 6 後利用事業者は、施設整備に伴い発生する、騒音、悪臭交通渋滞、電波障害、その他工事中の雨水の流出や粉じんの飛散などによる周辺環境への影響に十分に配慮した計画としていただきます。後利用事業に起因する環境影響への対応や当該事業への苦情等に、早急かつ誠実に対処してください。

また、県・市は競馬場跡地で実施される各種事業の実施に伴う工事や施設の供用で発生する環境への影響等を予め把握するため、後利用事業者に対し必要な情報等を求めた場合、求めに応じた資料等を県・市に提供していただきます。県・市は環境影響への予測結果により、後利用事業者へ対策を求める場合があります。

**Q 7 事業の実施に際し、地元や周辺への説明は誰が行うのか**

A 7 後利用施設整備に伴い必要となる周辺地域への説明や関係者との協議については、後利用事業者が責任を持って行ってください。